

待されている。現時点では、ヒトの由来の細胞を用いた分化、誘導に関する研究が行なわれており、モデル動物にも投与する研究が進んでいるが、ヒトへの投与は行なわれていない。

この他の体性幹細胞については、腎・肝・脾・神経系等の体性幹細胞に関する研究が進められており、ヒト由来の細胞をモデル動物に投与する研究も行なわれている。なお、末梢血中にも存在している末梢血由来幹細胞については、末梢血管再生が高度先進医療として臨床で実施されている。

2) ES細胞

受精胚由来のES細胞は、増殖能と多分化能を併せ持つことから、さまざまな臓器・組織の細胞への分化誘導研究が進められている。現在、脳や脊髄などの神経系、心臓・血管、肝臓、腎臓、脾臓、骨、脂肪、網膜の細胞への分化を目指したES細胞を用いた基礎的研究が進められている。また、同時にモデル動物に投与する研究も行われている。しかし、ヒトへの投与を含む研究は、安全性の観点からの検討が必要であるため、現時点では行なわれていない。

(4) 再生医療における人クローン胚研究の意義と問題点

移植する細胞等が他者に由来することにより生ずる免疫拒絶反応等の問題は、再生医療において今後克服が求められる大きな課題の一つである。

免疫は、病原体等から身体を守るためにシステムである。免疫を担う細胞の表面にあるHLA（ヒト白血球抗原）により、遺伝子が異なる他者由来の細胞は異物として認識され、攻撃される。この拒絶反応を抑制するため、移植治療では通常、免疫抑制剤が使用されるが、免疫抑制剤の使用が大きな負担になるケースや免疫抑制剤を使用しても拒絶反応を抑え切れないケースも多い。このため、拒絶反応そのものを回避することを目的として、移植治療ではHLAの一一致した臓器等の移植が行われており、細胞を用いた再生医療においても、同様にHLAの一一致した細胞を用いることが考えられている。

しかしながら、HLAを一致させることは難しく、例えば骨髄移植でもHLAを一致させるために数十万人規模のドナーが必要とされるなど、HLAの一一致したドナー由来の細胞の移植を受けることは容易ではない。

人クローン胚は、ヒトの体細胞の核をヒトの除核未受精卵に移植することにより生ずる胚である。自らの遺伝情報を含む体細胞の核を移植して作成した人クローン胚から樹立されたES細胞は、HLAが一致するため、このES細胞から分化誘導した細胞を移植した場合には、拒絶反応が生じないものと考えられている。

このため、ヒトES細胞の安全性の問題が解決できれば、人クローン胚から樹立されたES細胞を用いることにより、拒絶反応のない再生医

療が実現できる可能性がある。

また、遺伝性疾患の場合には、疾患の原因となる遺伝子の異常を有する人クローン胚から樹立されたES細胞を用いて疾患モデルを作成し、当該疾患の要因の解明、成立機序の探求、病態の理解等に利用することができるものと考えられ、このことにも、人クローン胚を用いることの意義があると考えられている。

海外では、英国と韓国において、法規制下での人クローン胚研究が行われている。いずれも人クローン胚を作成し、胚盤胞まで培養することに成功していることが報告されているが、ES細胞の樹立には至っていない。

動物については、現在までにマウス、ウシなど10種類の動物で、体細胞核移植によるクローン個体が作成されている。いずれも効率（出産率）は数パーセントと低く、高い頻度で胎盤異常、免疫異常、形態形成異常、肥満等の表現型異常及び遺伝子発現異常が生じており、異常のパターンや出現率は動物種に依存するとされている。

これらの異常が生じる原因としては、移植した体細胞核の初期化（再プログラム化）が正常に行われないことや、未受精卵やドナー細胞の体外操作（除核、核移植）等に起因する何らかの異常などが考えられているが、いずれも解明されていない点が多い。

また、マウスにおいては、クローン胚からのES細胞の樹立も行われているが、その効率は個体作成効率の10倍以上と高いものであり、このことは、何らかの異常があって、個体とならないクローン胚からもES細胞が樹立される可能性のあることを示しているとされている。

今後、人クローン胚研究を行うに当たっては、引き続き動物のクローン胚を用いた研究を実施し、その結果を十分に踏まえて進めていく必要があるとされている。

2. 海外における人クローン胚研究の規制等の状況

海外では、人クローン胚研究について各国様々な立場から規制が行われているが、法律によりその実施を認めている国は少ない。

このうち、人クローン胚研究が法律により認められている英國と韓国について調査した結果、人クローン胚研究の規制等の状況は以下のとおりである。

なお、米国では、人クローン胚研究に対し政府資金は交付されないが、現在のところ国による法規制は整備されておらず、民間資金により研究が行われようとしている。

(1) 英国の状況

1) 人クローン胚研究に係る規制の枠組み

i) 規制の枠組み

英国では、1990年に、生殖補助医療及びヒト胚研究等、体外におけるヒト胚の作成、取扱い及び関連する行為を規制する法律として、「ヒト受精及び胚研究法（Human Fertilisation and Embryology Act 1990）」（以下「HFE法」という。）が制定された。同法に基づく規制機関として、1991年に、保健省の管轄下に「ヒト受精・胚機構（Human Fertilisation and Embryology Authority）」（以下「HFEA」という。）が設置されている。

その後の幹細胞研究の進展等を踏まえ、HFE法は2001年に改正され、研究目的の範囲が拡大された。この改正により、実質的にヒトES細胞研究や人クローン胚研究が可能となった。

また、英国政府は、当初から人クローン胚もヒト胚の一種としてHFE法の規制を受けるものと解釈していたが、同法の対象外との判決（高等法院、2001年11月）があったことを受け、2001年に生殖目的のクローンを禁止する「生殖クローン法（Human Reproductive Cloning Act 2001）」を制定した。

なお、人クローン胚については、2003年4月、貴族院において、HFE法の規制対象であるとの解釈が確定している。

ii) 規制の内容

HFE法では、ヒト胚の作成、保管及び利用並びに配偶子の保管等を行う場合には、治療、保管または研究のためのライセンス（許可）を要することが規定されている。

研究のためのライセンスは、HFEAによる審査を経て、以下の目的に限定して付与される。

- ① 不妊治療の発展の促進
- ② 先天性疾患の原因に関する知識の向上
- ③ 流産の原因に関する知識の向上
- ④ 更に効果的な避妊技術の開発
- ⑤ 胚移植の前に胚の遺伝子または染色体異常を検出する方法の開発

（以下、2001年の改正により追加）

- ⑥ 胚の発達に関する知識の向上
- ⑦ 重篤な疾患に関する知識の向上
- ⑧ 重篤な疾患のための治療法開発へのこれらの知識の適用

なお、「重篤な疾患」の範囲については具体的な規定はなく、研究計画ごとに、HFEAにおいて個別に審査が行われる。

人クローン胚研究は、⑥～⑧に該当する研究として、現在までに2機関（ニュー・カッスル不妊治療センター、ロスリン研究所）にライセンスが付与されている。

また、英国では、既に生殖補助医療において未受精卵の第三者への提供が行われており、研究目的での未受精卵の提供も規制上禁止されていないが、研究者の要請に応えるとともに、提供者の保護等をより確実なものとするため、HFEAでは現在、そのルールの明確化のための検討を行っている。

検討の対象は、いわゆるボランティアからの提供、関係者からの提供、エッグ・シェアリング（自身の治療のため採取した未受精卵の一部を他者の治療に提供すると治療費の減額が認められる）の拡大による提供の取扱い等であるが、特に追加的なリスクを伴うボランティアからの提供、プレッシャーのかかるおそれのある関係者からの提供等については慎重な議論がある。

なお、未受精卵の提供者に際し、実費と逸失利益（陪審員の例にならった額）を経費として支払うことが認められている。

2) 人クローン胚研究の状況

本作業部会において行ったヒアリングによると、英国における人クローン胚研究の状況は以下のとおりである。

i) ニュー・カッスル不妊治療センター

ニュー・カッスル不妊治療センターのアリソン・マードック教授を研究代表者として2004年8月にライセンスを取得し、研究を開始した。2005年6月には、人クローン胚を作成し、胚盤胞の培養まで成功したとの論文が発表されている。

① 未受精卵の入手方法

未受精卵の入手方法としては、主に非受精卵及び卵胞減少措置（人工授精時に多胎妊娠を防ぐため成熟卵胞が多い場合に行われる）の際に得られる余剰卵を用いることとしていた。しかしながら、非受精卵による人クローン胚の作成は困難であって、卵胞減少措置による余剰卵によりその作成に成功した。

しかし、この方法では得られる数が少ないため、現在は体外受精のための未受精卵の採取において、12個以上得られた場合に研究用に2個の提供を受ける方法も用いている。さらに、エッグ・シェアリングの制度を拡大することにより研究目的で提供を受けられないか検討を行っている。

② インフォームド・コンセント

未受精卵の提供におけるインフォームド・コンセントは、治療に関与しない看護師（リサーチ・ナース）により、不妊治療の開始が決定された後から継続的なプロセスとして行われ、最終的に

は採取の前に取得される。

なお、採取後、研究チームへの提供は数時間以内に行われる。

ii) ロスリン研究所

ロスリン研究所のイアン・ウィルムット教授を研究代表者として2005年2月にライセンスを取得したが、研究代表者がエディンバラ大学に異動したこともあり、研究には着手していない。

当初は非受精卵を用いることとしていたが、その後の情勢の変化等により、現在は、様々な状態の未受精卵を用いる方向で再度研究計画を検討している。

(2) 韓国の状況

韓国では、ソウル大学のファン・ウソク元教授を中心とした研究グループにおいて人 cloning 胚研究が行われていたが、先般、研究成果のねつ造及び未受精卵の提供過程における生命倫理上の問題が発覚している。本作業部会では、本問題が発覚する以前に、同研究グループの一員であったムン・シニヨン教授（韓国ソウル大学）から研究の状況等についてヒアリングを行ったが、その内容については、事実と異なる内容が含まれていたものがあったと考えざるを得ないため、本作業部会における検討の参考としないものとして取り扱うこととした。

1) 人 cloning 胚研究に係る規制の枠組み

i) 規制の枠組み

韓国では、2005年1月に、生命科学技術における生命倫理と安全を確保することを目的とした「生命倫理及び安全に関する法律」（以下「生命倫理安全法」という。）が施行された。

同法により、克隆人間の產生が禁止されるとともに、ヒト胚の作成・研究利用、遺伝子検査、遺伝子治療、遺伝情報の保護・利用等が規制されている。

また、国として生命科学技術における生命倫理及び安全に関する事項を審議するため、同法に基づき国家生命倫理審議委員会が設置されている。

ii) 規制の内容

人 cloning 胚の作成及び研究は、生命倫理安全法及びその施行令において、その目的を以下の希少病及び難病の治療のための研究に限定して認められている。

① 希少病（10種類）

イ. 多発性硬化症、ハンチントン病、遺伝性運動失調、筋萎縮

- 性側索硬化症、脳性麻痺、脊髄損傷
口. 先天性免疫欠損症、再生不能性貧血、白血病
ハ. 軟骨異形成症
② 難病（7種類）
イ. 心筋梗塞症
口. 肝硬変
ハ. パーキンソン病、脳卒中、アルツハイマー病、視神経損傷
二. 糖尿病

人クローン胚の作成及び研究を行う場合には、国に研究機関として登録した後、研究計画を申請し、許可を受けなければならぬが、生命倫理安全法施行令で定めることとされている研究の種類、対象及び範囲が制定されていないため、研究申請は行われていない。

なお、生命倫理安全法の附則に経過措置が規定されており、同法施行時に人クローン胚研究を行っている者は、以下に該当する場合には国の承認を得て研究を続けることができるとされている。

- ① 3年以上人クローン胚に関する研究を継続していること。
- ② 関連学術誌に1回以上人クローン胚に関する研究論文を掲載した実績があること。

未受精卵の提供については、金銭目的での提供が禁止されている。

2) 人クローン胚研究の状況

韓国ソウル大学のファン・ウソク元教授を中心とした研究グループは、2004年2月に世界で初めて人クローン胚からES細胞の樹立に成功したとの論文を発表した。また、2005年5月には、その作成効率の大幅な向上を報告している。

しかしながら、2005年11月に、研究のための未受精卵の提供過程に生命倫理上の問題があったことが指摘され、その後、研究成果もねつ造であったことが明らかとなった。

本件に関し調査を行ったソウル大学調査委員会の最終報告書（2006年1月）では、人クローン胚を作成し、胚盤胞までの培養には成功しているが、ES細胞の樹立には至っていなかったことが報告されている。

また、未受精卵の提供過程については、その後、国家生命倫理審議委員会による調査も行われ、中間報告が2006年2月に取りまとめられた。

ソウル大学調査委員会の最終報告書及び国家生命倫理審議委員会の中間報告書によると、未受精卵の提供過程に生じた生命倫理上の問題点は、以下のとおりであると考えられる。【添付資料2及び添付資料3参照】

- ① 医学研究の倫理上留意すべきとされている強制下で同意を求め

られるおそれのある部下の研究員からの提供が、研究責任者が承知した上で行われたこと。

- ② 未受精卵の提供に伴って支給された金銭について、提供者の紹介経路、金銭の授受方法等を総合的に考慮すると、対価性が高いと判断できること。
- ③ 未受精卵の提供について同意を受ける前に、未受精卵採取に伴う合併症等のリスクの説明を十分に行っておらず、また、副作用発生時の措置についての配慮が不十分であるなど、研究全般において提供者保護のための措置が不十分であったこと。
- ④ 未受精卵の提供の際のインフォームド・コンセントの手続き等を含めた研究計画書について、提供医療機関及び研究実施機関のIRBにおける審議が不十分であったこと。また、IRBの運営そのものが適切に行われておらず、IRBがその機能を果たしていたとは考えられないこと。

本件については、引き続き国家生命倫理審議委員会において調査が行われている。

なお、ファン元教授の研究グループは、生命倫理安全法の附則の規定に該当するものとして研究の承認を受けていたが、論文を掲載した「サイエンス」(米国科学誌)が2004年及び2005年の論文を取り消したことを受け(2006年1月)、附則の規定の要件を欠くものとして、研究承認の取り消し処分が行われている(2006年3月)。

別紙2

生体部位による移植、幹細胞研究の現状等

	臓器移植法	人工臓器	組織移植	体性幹細胞	骨髓幹細胞	臍帯血	ES細胞	拒絶制御
脳・神経系	大脳	×	×	×	△	△	×	△※
	小脳	×	×	×	△	△	×	△
	脳幹	×	×	×	△	△	△	△※
	脊髄・延髄	×	×	×	○	○	△	△※
	視神經	×	×	×	×	△	×	△
	末梢神経系	×	○	×	△	△	×	△
心臓	心筋		◎	×	○	○	△	△※
	弁膜	◎	◎	○	×	×	△	×
	冠動脈		×	×	○		△	△※
血管		×	◎	○	○			やや難
血液		×	△	◎	○	○	△※	極難
呼吸器	気管・気管支	◎	○	○	×	△	×	△
	肺		×	×	△	△	×	△
肝臓		◎	×	○	△	△	×	△※
腎臓		◎	△	○	△	△	×	△
消化管	食道	×	△	×	×	×	×	△
	胃・十二指腸	×	×	×	△	×	×	△
	回腸・空腸	○	×	×	△	△	×	△
	結腸・直腸	×	×	×	△	×	×	△
泌尿器	腎臓	◎	△	×	△	△	×	△
	尿管・膀胱	×	△	×	×	△	×	△
下垂体		×	×	×	×	×	×	△
副腎		×	×	×	△	△	×	△
生殖器	卵巢・子宮	×	×	×	×	△	×	△(卵子)
	精巢	×	×	×	△	×	×	△
骨・軟骨・韌帯		×	◎	○	○	△	△※	やや易
歯牙		×	◎	×	○	○	×	△
骨格筋		×	△	×	△	△	△	△
軟部組織		×	◎	×	△	△	△	△※
甲状腺		×	×	×	×	×	×	△
副甲状腺		×	×	×	×	×	×	△
皮膚		×	○	○	△	○	×	△
眼球	角膜	◎		○	○	△	×	△
	網膜	(角膜移植)	△	△	△	△	×	△※
耳	鼓膜・耳小骨	×	○	○	×	×	×	△
	内耳		○	×	△	△	△	△

(注1)

臓器移植法、人工臓器、組織移植、体性幹細胞、骨髓幹細胞、臍帯血欄の印の意味

◎:わが国で実用化されている、あるいは高度先進医療として実施されている。

○:わが国で既に臨床研究が開始されている、あるいは開始予定である。

△:国内あるいは国外で基礎研究が行われている。

×:実施が認められていない、あるいは未実施である。

(注2)

ES細胞欄の印の意味

△※:ヒトES細胞を用いた研究(基礎的研究)が文部科学大臣の確認を受けている。

△:動物ES細胞による研究が行われている。

×:現在進行していない。

添付資料 2

〈第12回人 cloning 胚研究利用作業部会配布資料〉

韓国ソウル大学調査委員会による調査結果について

平成18年1月17日
生命倫理・安全対策室

1. 平成18年1月10日、韓国ソウル大学調査委員会は、ファン・ウソク教授を中心とした研究チームが行った人cloning 胚研究について、研究成果の捏造疑惑、卵子提供に係る経緯等に対する調査結果を取りまとめたところ、主な内容は以下のとおり。

(1) 研究成果の捏造疑惑について

① 平成17年5月にサイエンスに発表された論文について

- 論文提出時点で存在した細胞株は2株であり、残り9株のデータは具体的実験結果なしに捏造されたものである。
- 当該2株も受精卵由来のES細胞であり、患者の体細胞核を移植した人cloning 胚から樹立されたES細胞は存在しない。
- 核移植に使用された卵子個数が縮小して報告されている(273個→185個)ことから、胚盤胞形成成功率(約17%)は誇張されたものである。

② 平成16年2月にサイエンスに発表された論文について

- 論文に報告された細胞株は、人cloning 胚から樹立されたものではなく(核移植の過程で不完全脱核等によって誘発された処女生殖過程で樹立されたES細胞である可能性が高い)、論文は捏造である。

(2) 卵子提供に係る経緯について

- ファン教授チームに提供された卵子は平成14年11月から平成17年11月までに4つの病院(ミズメディ病院、ハンナ産婦人科病院、漢陽大医科大学産婦人科、サムソン第一病院)で129名から採取した総数2,061個である。
- ファン教授チームに卵子を提供した病院は、漢陽大IRBが承認した同意書様式を使用せず、ほとんど卵子採取による合併症等危険性に対する記述がない略式の同意書を使用した。
- 漢陽大IRBは研究計画書の承認の際、卵子採取による合併症等危険性に対する記述が不十分な同意書様式の問題点を指摘しておらず、合併症等危険性を記載した同意書様式とそれに伴う比較的厳格な同意取得手続が適用された例は

- 平成17年1月に2次研究計画変更した後の6名のケースのみである。
- ④ 卵子採取機関が同意以前に提供者に採取の危険性に対して充分な説明を行ったかどうか、卵子を採取した人の中から卵巣過剰刺激症候群等で診療を受けた人が何人いるのか、排卵誘導のためのホルモン投与量が適正だったのか等に対しては資料を確保できず、これからさらに正確な調査が必要である。
 - ⑤ 1名から最大で43個の卵子が採取され、5名は2回、1名は3回にわたって卵子を提供した場合もある。また、ミズメディ病院では卵子提供者のほとんどに金銭が支給されていた（他の卵子採取機関において実費補償の次元を超える金銭支給があったのか等は把握されなかった）。
 - ⑥ 研究員1名による卵子提供は、卵子の不足問題等により実験不振であることに悩んだ研究員が、自身の意思により申し出、ファン教授が承知した上で行われた。また、研究チームは女性研究員に卵子提供に関する同意書を配布し、現研究員7名、前研究員1名から署名を受けた。
 - ⑦ 獣医学部IRBはファン教授主導で委員を選定するなど、その構成や運営面において多くの問題点が所在している。

2. 報道等によると、本件については、現在、検察が捜索を行っているところであり、卵子提供に係る問題については、国家生命倫理審議委員会における調査も行われている。

また、韓国では現在、「生命倫理及び安全に関する法律」（平成17年1月施行）により卵子の有償提供が禁止されているが、同法施行後も卵子の提供に伴う金銭の授受があったかどうかについても、調査が実施されているところ。

3. 本件に係る生命倫理上の問題は、以下の3点と考えられる。

- ① 医学研究の倫理上留意すべきとされている強制下で同意を求められるおそれのある部下の研究員からの提供が、研究責任者が承知した上で行われたこと。
- ② 卵子提供に伴う金銭の授受があったが、明確な基準に従って実費として支払われたかどうかは明らかではなく、必ずしも卵子提供に対する報酬ではないと言い切れない部分があること。
- ③ 卵子提供について同意を受ける前に、卵子採取に伴う合併症等のリスクの説明を十分に行っておらず、卵子提供の際のインフォームド・コンセントの手続き等を含めた研究計画書について、提供医療機関のIRBにおける審議が不十分であったこと。

添付資料3

〈第13回人クローン胚研究利用作業部会配布資料〉

ファン教授研究チームの倫理問題に関する韓国国家生命倫理審議委員会調査の中間報告について

平成18年2月20日
生命倫理・安全対策室

1. 韓国国家生命倫理審議委員会の調査について

- 平成17年11月29日、韓国国家生命倫理審議委員会は、生命倫理及び安全に関する法律施行令第7条に基づき、韓国ソウル大学ファン・ウソク教授の研究チームが行った人クローン胚研究に係る倫理問題について調査を行うことを決定し、以降、関係機関に資料等の提出を要請、検討を実施。平成18年2月2日に中間報告書を公表した。
- 主な調査範囲は以下のとおり。
 - ・ 研究に提供された卵子の個数及び出処
 - ・ 研究に提供された卵子受給過程の倫理的問題
 - ・ ファン教授チーム女性研究員の卵子提供の倫理的問題
 - ・ 研究に対するIRBの倫理的監督の適切性
- 卵子提供者への対面調査は今後行われる予定。

2. 中間報告書における主な指摘事項

中間報告書で指摘された事項のうち、特に留意すべきものとして挙げられる事項は以下のとおりと考えられる。

(1) 研究に提供された卵子の受給過程に係る倫理的問題について

1) 卵子提供者と研究に提供された卵子の個数

- ① 平成14年11月から平成17年12月までに、4病院において計119名の女性から計2,221個の卵子が採取され、研究に提供された。このうち卵子を2回以上提供した女性は計24名（研究目的のみでは15名）に達し、一人から最大4回卵子を採取し研究に提供された事例もあった。
- ② 提供者の約半数である64名は一定の金銭補償を受けて提供しており、研究チームに所属する女性研究員2名からの提供もあった（別添参照）。
- ③ 追加的に調査が必要な事項は以下のとおりとしている。
 - ・漢陽大学病院の卵巣提供疑惑
 - ・不妊治療用卵子が一部研究用として転用された事実の有無

2) 卵子受給過程の倫理的問題

① 金銭支給疑惑について

【補償供与者】

- ・ミズメディ病院のノ・ソンイル理事長の陳述によると、同病院の患者に卵子